

重要な会計方針

1. 有価証券(投資有価証券及び子会社株式を含む)の評価方法及び評価基準
 - 子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法
 - その他有価証券 時価のあるもの …… 中間決算日の市場相場に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの …… 移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブの評価基準 …… 時価法
3. たな卸資産の評価方法及び評価基準
 - 仕掛品及び原材料(主要材料) …… 後入先出法による原価法
 - 製品・商品、半製品、原材料(部分品)及び貯蔵品 …… 総平均法による原価法
4. 固定資産の減価償却方法
 - 有形固定資産 …… 建物については定額法、建物以外については定率法。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却している。
 - 無形固定資産 …… 定額法。
5. 引当金の計上方法
 - (1)貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - (2)債務保証損失引当金
損失発生見込額を計上している。これは、商法第 287条の 2に規定する引当金である。
 - (3)退職給付引当金
従業員の退職給付の支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められている額を計上している。
なお、会計基準変更時差異については、当中間会計期間において全額を特別損失として計上している。
 - (4)役員退職慰労引当金
内規に基づく中間期末要支給額を計上している。これは、商法第 287条の 2に規定する引当金である。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
8. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

「追加情報」

退職給付会計

当中間会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用している。この結果、従来の方法によった場合と比較して、退職給付費用が10百万円増加し、経常利益は9百万円減少している。なお、当中間会計期間において、会計基準変更時差異13,652百万円全額を特別損失に計上するとともに、退職給付信託設定益16,464百万円を特別利益に計上した結果、税引前中間純利益は2,802百万円増加している。

また、従来計上していた退職給与引当金は、退職給付引当金に含めて表示している。

金融商品会計

当中間会計期間から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))を適用している。この結果従来の方法によった場合と比較して、経常利益は21百万円減少し、税引前中間純利益は7百万円増加している。

また、期首時点で保有する有価証券の保有目的を検討し、預金と同様の性格を有するものは流動資産の有価証券として、それら以外は投資有価証券として表示している。その結果、流動資産の有価証券は347百万円減少し、投資有価証券は同額増加している。また、有価証券のうち、現物先物取引と認識されるもの1,999百万円については、その他流動資産に振替えている。

外貨建取引等会計基準

当中間会計期間から改定後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計基準の改定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用している。この変更による損益への影響はない。

貸借対照表の注記事項

	前年中間期	当中間期	増 減	前期
1. 有形固定資産				
減価償却累計額	43,884 百万円	44,402 百万円	518 百万円	43,357 百万円
2. 受取手形割引高	22 "	31 "	9 "	25 "
3. 債務保証 ※1	12,745 "	11,760 "	△ 985 "	11,772 "
4. 保証予約等 ※2	15,942 "	9,994 "	△ 5,948 "	11,179 "
5. 自己株式	1,506 株 (646 千円)	1,019 株 (447 千円)	△ 487 株 (△ 199 千円)	2,282 株 (875 千円)

※1. 債務保証の金額には他社との共同保証による実質他社負担額 1,200百万円を含めて表示している。

※2. 保証予約等の期末残高は日本公認会計士協会監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」に従い、保証予約等、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについて表示している。

中間期末日満期手形の会計処理

当中間会計期末日は、金融機関の休業日であるが、満期日に決済が行われたものとして処理している。中間会計期末残高から除かれている中間期末日満期手形は、次のとおりである。

受取手形	979 百万円
支払手形	863 "

リース取引関係

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

期 別 種 類	前年中間期			当中間期			前期		
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間期末 残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間期末 残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末 残高 相当額
機械及び装置	63	36	26	83	49	33	83	43	39
工具・器具及び備品	407	197	209	366	214	152	398	211	186
その他投資等	60	36	23	58	21	36	43	20	23
合 計	530	270	259	507	285	222	525	275	250

(注) 取得価額相当額の算定は、財務諸表等規則第8条の6第2項に基づき、支払利子込み法による。

2. 未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前年中間期	当中間期	増 減	前期
1 年 内	103	95	△ 7	99
1 年 超	156	126	△ 29	150
合 計	259	222	△ 37	250

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、財務諸表等規則第8条の6第2項に基づき支払利子込み法による。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位:百万円)

	前年中間期	当中間期	増 減	前期
支払リース料	80	54	△ 25	114
減価償却費相当額	80	54	△ 25	114

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。